

原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 意見等取りまとめ表

原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

番号	項目	内容	今後
1	報告期日	法令報告の目的は何か。法令に基づき報告された情報をどのような目的で使用するのか。	公開会合・面談にて議論
2		法令報告の目的に照らして、報告内容及び報告期限の設定は適切か。	
3		廃止措置申請中及び廃止予定の施設における法令報告	
4	原子力施設安全	避雷設備や避難通路のような重要度が低い設備も、火災で故障が発生した場合は法令報告の対象になる(定期事業者検査の対象となっているため)。設備の安全側への誤動作の場合、原子炉の安全性に影響を及ぼすものではないことから、法令報告対象外としてはどうか。	
5		核燃料施設等の特徴を踏まえた報告対象の検討。(例)試験炉の出力を考慮。	
6		定期事業者検査の対象機器が報告対象となっているが、事業者が策定した施設管理実施計画において、重要としているもの(原子力機構においては、保全重要度という尺度を導入しており、これが「高」及び「中」のもの)を対象としてはどうか。	
7		ABWRにおける制御棒の過挿入は、原子炉の安全性に影響を及ぼすものではないため、報告対象外としてはどうか。	
		点検中の損傷においては、当該機器の機能が要求されていない状態であれば法令報告対象外としてはどうか。	
8	機能要求	原子炉補機冷却水系において、「点検の結果、仮に熱交換機能に全く支障を及ぼさない部分的かつ小さな貫通であった場合は、当該熱交換器の安全の重要な機能(熱交換機能)に関して、技術基準に適合していないとする必要はないものと考えられる。」との内容で規制側から見解をいただいている(H15.12.18)。見解に基づき、熱交換器の伝熱管に関する減肉やピンホールに関して、熱交換機能を満足していれば法令報告対象としていない。	これまでの公開会合で議論
	回答	原子炉補機冷却水系に小さな貫通が生じた場合を一括りにすることはできないため、法令報告事象と疑われる事例が発生した場合は幅広く事故室に連絡してほしい。	
9	対応プロセス	原子力規制委員会の審議・評価が終了されていない状況下で、事業者対応の是非や起動工程(原子炉脱気運転、制御棒引き抜き、臨界等)の監視等が可能か。原子力規制委員会の審議・評価が終わっていないと運転ができない等のある種の制限を科すプロセスが明確になっていない。	
	回答	見直した法令報告の対応区分2とする法令報告については、原子力規制検査で緑相当ということで、事業者の改善活動に委ねる性質のものであることを理解いただきたい。必要があれば個別事例について、規制側のマイルストーンについて議論する。	
10	質問	色は事象発生から2週間以内を目途に決定(原子力規制委員会の了承)される。対応区分1, 2, 3に応じて開催される公開会合や面談による調査の開催・実施時期について、目安(暫定評価決定から概ね何日後等)をご教示いただきたい。	
	回答	区分2の場合、原子力規制庁に原因・対策を説明してから原子力規制委員会の了承(理解)が得られるまで最大4か月程度を要することも想定される。	
	回答	事象に応じて対応が異なると考えられるため、一律に公開会合や面談の開催目途を提示することは困難であるが、公開会合や面談実施の目的や考え方は法令報告ガイド(仮称)に記載したい。	
11	要望	LCO逸脱事象発生時の報告先の統合	今後、規制庁内部で検討し、今後のガイド・解釈改正時に可能な限り対応
12	要望	原子力規制庁事故対処室との面談資料「実用炉規則134条の運用について(訓令)の解釈等について(平成31年4月5日)」を、訓令に取り込んでいただきたい。	
13	要望	廃止措置にある発電用原子炉については、法令上、LCOを設定する要求がないため第5号の対象外となる旨を明確化していただきたい。	
14	要望	『(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。』)』について、後段の除外規定が適用できないと読めることから、カッコ内を削除し、除外規定において、以下を追加する。『二 漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を講じる必要がなかったとき』なお、管理区域外に広がった場合は第9号で読むと解釈する。	
15	要望	使用規則第6条の10第3号に安全機能に係る故障が報告事項として定められていることを踏まえると、第2号の故障は安全機能に関わらないものと考えられる。第2号については法令報告事象から除外することが適当と考える。	
16	要望	訓令の「試験炉報告基準の各号について」の「四 火災による安全上重要な機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によることを除く。」について、消火等による機器故障は除外とあるが、消火等により、安全機能に影響を及ぼした、又は、及ぼす恐れがある場合(例:安全系の制御系統の消火による機能喪失)は、「三 安全上重要な機器等の故障により必要な機能を有していないと認められるとき。」に抵触すると思われる。たとえ消火等の行為であっても、安全機能への影響により、必ずしも除外されないことは明確にした方が良いのではないか。	
17	要望	「運転の状態」にかかわらず報告対象とする旨の記載がある一方で、例として挙げられている事例に「…により運転を停止したとき」という、運転状態に係る記載があるため、「運転」と報告の関係について整理した方が良く考える。	

法令報告の報告期日の見直しについて（案）

令和〇年〇月〇日
原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

（１）現状

（報告に要する日数）

- ・ 規制委員会発足後に発生した法令報告事象全 29 件のうち、10 日以内に最終報告が完了したものは 3 件のみである（当該 3 件は、全て高浜発電所の蒸気発生器の減肉（1 次系側における応力腐食割れが原因のもの）である（参考 1））。

（現状の問題点）

- ・ 上記のとおり、各事業規則にて報告期日を設けているものの、ほとんどが最終報告までに 10 日以上の日数を要しており、10 日といった報告期日を設けることで、事業者の対応が迅速化されるといった実質的な効果がないことが分かる。
- ・ また、多くの法令報告事象で最終報告までに 100 日以上要していることから、例えば 30 日と現在の期日を延長したとしても、設定した期日までに十分な原因の分析、再発防止策が提出される可能性は低い。
- ・ 一方、他法令においては、再発防止策に係る報告期日の提出期限を設けない例もある。（参考 2）

（２）報告期日見直しの方向性

（見直し案）

- ・ 事故故障等の発生後直ちに報告する義務は維持しつつ、10 日以内としている「状況及びそれに対する処置」の報告期日を、法令報告事象の詳細が判明したとき遅滞なく報告させることとしてはどうか。
- ・ 従来、10 日報で受けていた途中経過に相当する情報は、原則、半年に 1 度を目安に、事業者との面談や公開会合にて状況を把握することとしてはどうか。
- ・ 「詳細が判明したとき」は、安全に対する一義的な責任は事業者にあるという前提の下で、品質マネジメントシステム等の運用の中で、法令報告事象に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等（是正処置）が定まったときと定義することとしてはどうか。

（見直しによって想定される改善内容）

- ・ 速報性は維持しつつも、形式的な法令報告の提出（10 日報）を見直すことにより、規制庁及び事象者において、人的資源をより原子力安全の向上に係る活動に配分することができるのではないか。

(詳細が判明するまで長期を要する場合)

- ・ 令和2年11月11日原子力規制委員会資料2により、法令報告事象の重要度に応じて、規制庁側の対応方針(対応区分 ~)を設定することとしており、対応区分に応じて、公開会合、面談を用いて事業者の取組を監視することに加え、適時、原子力規制検査で事業者の対応状況を確認することとしてはどうか。
- ・ 万が一、事業者が特別の理由なく、法令報告事象に対する是正処置の検討及び実施を行わず、規制委員会に対する報告を行わない場合は、規制委員会の規制活動に対する影響を与えたもの又は不正行為があったとみなし、深刻度 SL ~ SL として原子力規制検査における規制措置の適用を検討することとしてはどうか(参考3)。

(参考1) 規制委員会発足後の法令報告事象について、最終報告までに要した日数の分布

1～10日：3件

11～30日：1件

31～60日：1件

61～100日：8件

101日以上：16件

最終報告までに掛かる平均日数 143日

(参考2) 一般振替機関の監督に関する命令(平成14年3月28日内閣府 / 法務省令第1号)

(事故)

第十七条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

(略)

2 一般振替機関は、前項各号に掲げる事故があったことを知ったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 事故が発生した営業所の名称

二 事故を起こした取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 事故の概要

3 一般振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 事故の詳細

二 改善策

(参考3) 関係法令

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年通商産業省令第七十七号) <抄>

(事故故障等の報告)

第一百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第一百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

原子力規制検査等に関する規則 (令和二年原子力規制委員会規則第一号) <抄>

(法第六十一条の二の二第二項の規定による検査)

第三条 原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。)における検査(法第六十一条の二の二第一項第三号口のうち法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定(同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの)に従って講ずべき措置の実施状況並びに法第六十一条の二の二第一項第四号イのうち法第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号八のうち特定核燃料物質の防護のため

に必要な措置の実施状況に係るものを除く。)及び核原料物質の使用に係る施設における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査(次項及び第七条において「追加検査」という。)を行うものとする。

- 一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化
- 二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化(前号及び次号に掲げるものを除く。)
- 三 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化

(略)

(原子力規制検査に係る手数料の額)

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度(第三条第一項ただし書に規定する検査にあっては、十年)につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円
- 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円
- 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円

廃止措置計画の認可後の法令報告対象について（案）

令和3年〇月〇日
原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

- 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」においては、廃止措置計画認可後の考え方が以下のとおり記されている。

その他

廃止措置にある発電用原子炉の取扱い

廃止措置にある発電用原子炉については、廃止措置の進捗状況により発電用原子炉施設の状態が変化することを踏まえ、以下の規定を適用することとする。

「運転終了から全ての使用済燃料をサイト外に搬出するまで」

すでに発電用原子炉の運転を停止し、今後再び発電用原子炉を運転することがないことから、発電用原子炉の運転に関連する規定は適用されないため、第1号、第3号～第12号及び第14号を適用することとする。

なお、第3号～第5号の適用に当たっては、その時点での発電用原子炉施設の安全に係る事象のみが報告対象となる。

（参考）第3号における技術基準規則等の適合性に関しては、廃止措置の進捗状況に応じて安全確保が必要となる機器等のみが対象となる。

「全ての使用済燃料がサイト外に搬出されているとき」

すでに核燃料物質はサイト内に存在せず、また使用済燃料の冷却等も必要なくなることから、原則、第6号～第12号及び第14号を適用することとし、他の規定については実態に応じ、安全確保の観点から関係する規定を適用することとする。

- 核燃料施設等の法令報告解釈¹においては、廃止措置計画認可後の考え方が明記されていないが、現状の法令解釈では以下に示す各号が報告不要となると考えられる（表1参

¹ 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の運用について（訓令）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第22条の17の運用について（訓令）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第35条の16の運用について（訓令）及び核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について（訓令）

照)

- これら現状の解釈を踏まえ、報告対象が適切かどうか、議論が必要だと考える。

1. 加工の場合

廃止措置計画の認可以降、加工施設において加工を行うことはないため、法令報告事象を定める加工規則第9条の16のうち、第2号、第3号に規定のある「加工に支障を及ぼしたとき」に該当せず、第2号、第3号は適用されない。

2. 試験研究炉の場合

廃止措置計画の認可以降、試験研究炉の運転を行うことはないため、法令報告事象を定める試験炉規則第16条の14のうち、第2号に規定のある「試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となつたとき」に該当せず、第2号は適用されない。

一方で、試験炉規則第16条の14のうち、第3号、第4号は安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障等を報告対象としているため、廃止措置計画認可後であっても第3号、第4号は適用される。

3. 貯蔵の場合

廃止措置計画の認可以降、貯蔵施設において貯蔵を行うことはないため、法令報告事象を定める貯蔵規則第43条の13のうち、第2号、第3号に規定のある「使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき」に該当せず、第2号、第3号は適用されない。

4. 再処理の場合

廃止措置計画の認可以降、再処理施設において再処理を行うことはないため、法令報告事象を定める再処理規則第19条の16のうち、第2号、第3号に規定のある「再処理に支障を及ぼしたとき」に該当せず、第2号、第3号は適用されない。

一方で、再処理規則第19条の8第2項に示されているように、特定再処理施設においては、再処理設備に回収可能核燃料物質が残っているため、上記解釈を適用することについて議論が必要である。

5. 廃棄物管理の場合

廃止措置計画の認可以降、廃棄物管理施設において核燃料物質等は施設外に搬出されており、廃棄物管理を行うことはないため、法令報告事象を定める廃棄物管理規則第35条の16のうち、第2号、第3号に規定のある「放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき」に該当せず、第2号、第3号は適用されない。

6. 使用の場合

廃止措置計画の認可以降、使用施設における核燃料物質の使用は行われませんが、使用施設等に含まれる貯蔵施設、廃棄施設において核燃料物質の使用等が行われることが想定されるため、法令報告事象を定める使用規則第6条の10のうち、第2号、第3号に基づく報告は適用される。

一方で、廃止措置計画が認可された使用施設におけるリスクは低いことが想定されるので、上記解釈を適用することについて議論が必要である。

第二種廃棄物埋設事業については、廃止措置計画認可時はすでに保安に必要な措置が必要な期間が経過しているため、状況が異なり、基本的に法令報告事象が発生することは想定されない。

核原料物質使用については、廃止措置計画は法令上要求がない。

事業の定義に関する参考条文

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

（定義）

第二条（略）

9 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

10 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

（事業の許可）

第四十三条の四 使用済燃料（实用発電用原子炉（発電用原子炉であつて第二条第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。）その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第十六号の二において同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

（事業の許可）

第五十一条の二（略）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

（使用の許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（略）

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(略)

- 七 核燃料物質の使用施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備
- 八 核燃料物質の貯蔵施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造及び設備
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備
- 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

廃止措置認可及び法令報告対象に関する参考条文

加工規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第九条の八 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 加工設備本体から核燃料物質(加工設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。)が取り出されていること。
- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第九条の十六 法第六十二條の三の規定により、加工事業者(旧加工事業者等を含む。次条及び第十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 加工施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、加工に支障を及ぼしたとき。
- 三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、加工に支障を及ぼしたとき。

試験炉規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第十六条の九 法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
- 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること。

2 前項の規定にかかわらず、使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉に係る廃止措置計画の認可に係る法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二條の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 試験研究用等原子炉の運転中において、試験研究用等原子炉施設の故障により、試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となつたとき(試験研究用等原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、試験研究用等原子炉の運転に支障が生じるお

それがないときを除く。)

- 三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

貯蔵規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第四十三条の六 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用済燃料貯蔵施設から使用済燃料が搬出されていること。
- 二 使用済燃料によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第四十三条の十三 法第六十二条の三の規定により、使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。次条及び第四十八条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 使用済燃料貯蔵施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。
- 三 使用済燃料貯蔵施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能若しくは使用済燃料貯蔵施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、使用済燃料の貯蔵に支障を及ぼしたとき。

再処理規則

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(略)

3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。)について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期
- 二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

(廃止措置計画の認可の基準)

第十九条の八 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 再処理設備本体から回収可能核燃料物質が取り出されていること。
- 二 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 三 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 廃止措置の実施が使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

2 前項の規定にかかわらず、特定再処理施設(再処理設備本体から回収可能核燃料物質を取り出していないものに限る。)に係る廃止措置計画の認可に係る法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定再処理施設におけるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(事故故障等の報告)

第十九条の十六 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれぞれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。
- 三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。

第二種埋設規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二條の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること。
- 二 第十七条第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。
- 三 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 四 前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

廃棄物管理規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十五条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していること。
- 二 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 三 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第三十五条の十六 法第六十二条の三の規定により、廃棄物管理事業者(旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。))を含む。次条及び第四十条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれぞれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

(略)

- 二 廃棄物管理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。
- 三 廃棄物管理施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物管理施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、放射性廃棄物の処理又は管理に支障を及ぼしたとき。

使用規則

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)から核燃料物質が取り出されていること。
- 二 使用施設(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。)における核燃料物質の使用が終了していること。
- 三 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 四 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 五 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(事故故障等の報告)

第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

（略）

二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

表1 廃止措置計画が認可された後に報告が必要・不要と考えられる事象について（原子力施設安全に関するもののみ）

監視領域 (大分類)	項目	実用炉 (SFサ イト内)	実用炉 (SFサ イト外)	試験炉	再処理	加工	廃棄物 管理	使用	(貯蔵)
原子力施設 安全 (事故・故 障)	原子炉停止 (実用炉報告規則※第2号)	不要	原則不 要	不要	不要	不要	不要	要?	不要
	事業へ支障 (試験炉報告規則※第2号、加工報告規則※第2号、再 処理報告規則※第2号、廃棄物管理報告規則※第2号、 使用報告規則※第2号、貯蔵報告規則※第2号)								
	安重施設機能喪失 (実用炉報告規則※第3号、試験炉報告規則※第3号、 加工報告規則※第3号、再処理報告規則※第3号、廃棄 物管理報告規則※第3号、使用報告規則※第3号、貯蔵 報告規則※第3号)	性能維 持施設 は要	原則不 要	性能維 持施設 は要	不要?	不要	不要	要?	不要
	火災による故障 (実用炉報告規則※第4号、試験炉報告規則※第4号)	安全に 関係あ るもの	原則不 要	性能維 持施設 は要	—	—	—	—	—
	LCO逸脱 (実用炉報告規則※第5号)	安全に 関係あ るもの	原則不 要	—	—	—	—	—	—
	制御棒の引き抜け (実用炉報告規則※第13号)	不要	不要	—	要	要	要	要	要
臨界 (加工報告規則※第9号、再処理報告規則※第9号、廃 棄物管理報告規則※第9号、使用報告規則※第9号、貯 蔵報告規則※第9号)									

※
 実用炉報告規則：実用炉規則第134条
 試験炉報告規則：試験炉規則第16条の14
 加工報告規則：加工規則第9条の16
 再処理報告規則：再処理規則第19条の16
 廃棄物管理報告規則：廃棄物管理規則第35条の16
 使用報告規則：使用規則第6条の10
 貯蔵報告規則：貯蔵規則第43条の13

既に解釈で明記済

今回解釈で明確化したい部分

報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応について（案）

令和3年〇月〇日

原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

（法令報告の目的）

- 法令報告事象について「状況と処置」について報告させることの目的は、事象の発生原因や再発防止対策を規制当局としても分析し、必要に応じて規制の見直し等を行うためである。他法令の事故報告制度においても同様の目的としているものが多い（参考1、2）。

（これまでの報告実績を踏まえた見直し）

- これまでの施設の故障に関する報告のうち、上記の目的に照らすと報告を受ける必要性が低いと思われる報告には、以下の特徴があると考えられる。
 1. 点検中に誤って発生させた損傷で、設備が使用(工学的な意味で)される前に同点検中に修繕された事象
(例) 点検中の作業で誤って生じさせた原子炉格納容器の一部損傷(H19.6.8 2F)、D/G-B シリンダヘッドインジケータコックの変形(H27.7.17 もんじゅ)
 2. 事象発生後においてリスクが特段高まることはなく、また短期間にすでに既知である事象の原因が特定され、対策も確立されている事象
(例) 定期検査中に発見される PWR の蒸気発生器の1次系減肉のうち、応力腐食割れ(PWSCC)
 3. リスクの小さい非該当の核燃料使用施設などで発生した事例であり、かつ他の施設等への水平展開などを行う必要性がなかった事象
(例) 排気筒の倒壊(R4.4.6 東北大)

（対応案）

- 上記1の事例のようなものについては、報告不要となるよう訓令解釈を改定・明確化する対応としてはどうか。
- 上記2及び3の事例のようなものについては、原子力規制員会が定める事案として個別に列挙し、報告不要とする又は事象発生の旨のみ報告を求める等の対応としてはどうか。

なお、規制機関として報告を受けても規制見直しにつながらなかった法令報告事象として、上記のほかに、誤った手順書によるトルクスイッチ交換に伴う原子炉の自動停止(H23.10.4 玄海4)、配管内のガス置換不足及び系統構成の不備による安全蒸気ボイラの2台故障(H23.7.22 日本原燃再処理)等が存在するが、発生時点で、その原因や安全への影響度合いについて即座に判断することは難しく、規制当局が確認する必要がある。そのため、報告不要事象としてあらかじめ定性的に定め、その判断を事業者にゆだねることはふさわしくないと考えられる。よって、これらの事象については知見の蓄積に重きを置き、引き続き報告を求めることとしたい。

(参考1)平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安 対策事業 高圧ガス保安法の各法令に関する
逐条解説の作成報告書 高圧ガス保安法逐条解説 その解釈と運用

この法律は、高圧ガスによる災害を防止することを目的の一つとしているので、災害に係る事故報告を求められたときは、事故に至った経緯や、事故原因について、より正確かつ克明に報告することが必要である。国において事故の再発性や事故の重要度等について解析し、法令改正や技術開発等により事故再発防止を図るための資料とするので、事故調査にあたっては、色々な角度から慎重に行なうことが求められる。

(参考2)ガス事故報告規則の運用について(平成29年3月31日)

(1)報告の意義及び提出期限

速報の意義とは、ガス事業者が事故の速報を速やかに経済産業省(本省又は産業保安監督部)に報告することにある。

(略)

3-3 詳細の取扱いに係る事項

規則第4条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)報告の意義

詳細は、国及びガス事業者が一体となって事故原因を徹底的に究明し、効果的に事故の再発防止を図ることを目的としている。また、ガス消費機器の事故に係る原因究明を行う場合には、一般的に技術的専門的知見を有しない消費者が使用することに伴う誤使用の可能性は考慮しなければならないとしても、このような可能性に依拠して原因究明のための目を曇らせることがあってはならないところである。この点については、ガス事業者にとっても同様であり、事故報告に当たり、警察当局において捜査中であるなどの報告にとどめることなく、可能な限り原因究明を行い、その結果について必要に応じて報告を行うことが求められる。